

次世代法による一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員がはたらきやすい環境をつくることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. **計画期間** 令和2年7月1日～令和5年6月30日までの3年間

2. 計画内容

- ① 年次有給休暇の取得を促進するため、個人面談などを用いて従業員に周知・啓発を行う。現在取得可能な日数を伝え、休暇消化を促す。
より取得しやすい環境を整備するため従業員の採用を強化する。
- ② 所定外労働の削減のための措置を実施する。所定外労働をしなくてはならない理由を明らかにし、労働内容を見直す。個人面談などで聞き取りするとともに健康管理も行う。
- ③ 現在産前産後休暇取得予定の労働者がいるため、就業規則にのっとり今後の職業生活との両立を支援する。